

東方官衙地区の調査

—第406次

調査の経緯と目的

平城宮東方官衙地区とその周辺の発掘調査では、内裏・第二次大極殿院東外郭の3官衙区画（推定宮内省）、その東方に確認された官衙区画（通称磚積官衙）、さらにその東の造酒司について敷地規模や建物配置を明らかにしてきた。しかしながら、調査が部分的なことでもあって東方官衙地区全体の区画の構成や建物配置及びそれぞれの比定される官衙名など不明な点も多いのが現状である。

このため都城発掘調査部では、今後数年にわたり、県犬養門（東面中門）より西にのびる宮内道路の南から式部省東方官衙に至るまでの南北に細長い空間を対象として、継続的な発掘調査をおこなうことを計画した。調査は地下探査の成果も参考としつつ、幅6mを基調とする試掘的調査区を縦横におよぼす計画である（図168）。

この初回にあたる第406次調査は、東区朝堂院東方に南北121m、東西101mの調査区を設定した。調査面積は1,296m²である。調査は2006年12月20日より開始し、2007年5月11日に終了した。



図168 今回の調査地と今後の調査予定地 1:5000

調査の成果

調査地一帯の中央には、基幹排水路SD2700が南流しているが、その水路の東側については、今回の調査区の北で東西両端が南折する築地塀SC11500と、その築地塀の西側に基幹排水路SD3410が検出されており（第22次調査、第154次調査）、東西を水路で挟まれた空間に、築地塀で囲まれた官衙区画が存在すると想定されていた。また、特に第154次調査では、築地塀は基底部が1.5~1.8m内外であったこと、築地塀の中央には出入口が設けられていたことを確認している。さらに築地塀の南側には、12尺等間で東西に並ぶ柱穴列を検出し、桁行5間の礎石建ちの東西棟建物（SB11540、SB11550）が対称位置に並ぶものと推定している。

発掘調査の結果、第154次調査で北端を確認した官衙区画は、少なくとも2時期の変遷があり、その規模は東西約50m、南北は120mを超えるものであることが明らかとなった。さらにこの官衙を区画する築地塀SC11500については、ある段階で築地回廊に改作されたと考えられ、当初、礎石建物SB11540、SB11550の北側柱と理解されていた柱穴列は、築地塀を築地回廊に改作する際に改作された柱穴列であったことを確認した。また、区画は築地塀SC11500から南50mの位置に東西築地塀を設け、南北に細長い区画を2つに区分している。区画内の北半には、梁行1間桁行2間以上の掘立柱建物1棟、梁行2間桁行2間以上の北庇を受けた礎石建物1棟を確認した。区画内の南半では、北端に礎石建ちの大型基壇建物を配し、その南には、桁行10間以上の南北に長い礎石建ちの基壇建物を対称に配置していたことを確認した。

次に、基幹排水路SD2700の西側では、水路に近接して、東側と西側とに庇を受けた梁行2間、桁行2間以上の大型の礎石建ちの南北棟建物が検出され、基幹排水路SD2700と東区朝堂院に挟まれた空間にも、官衙区画が営まれていたことが明らかになった。この建物の基壇上や周辺からは、花文様の鬼瓦や蹄脚円面鏡、細線で水波文を刻んだ綠釉の盤などが出土している。

上記の官衙区画の間を流れる基幹排水路SD2700は、今回調査した箇所では幅は東西約3.2m、深さは約1.1mであった。護岸形態は、西岸に土留め杭を密に打込み、東岸は素堀りのままとしている。埋土は砂礫層を主体とし、300点を超える木簡が出土した。

（粟野 隆）



図169 第406次調査区全景（南東から）



図170 SD2700東の官衙区画を区分する築地塀（北東から）



図171 SD2700西の大型基壇建物（北東から）